

令和7年度前期

市民講師企画講座 『まなびの教室』 募集要項

1 趣旨

刈谷市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習講座受講後の継続的な学習や活動を支援するとともに、市民などが講座を企画し、自らが指導者として活躍する機会を提供する。

2 市民講師について

- (1) 講師資格 刈谷市在住・在勤・在学の方（グループでの応募も可）
- (2) 募集人数 5名程度
- (3) 募集期間 令和7年1月4日（土）～31日（金）
- (4) 必要書類 指定の計画書（様式1）及び誓約書（様式2）
※参考となる写真等がある場合は添付
- (5) 申込方法 必要書類を作成し、事前に来館日時を電話予約の上、総合文化センターへ講師本人が持参してください。その際、簡単な面接をします。

3 開催される講座について

- (1) 実施場所 刈谷市総合文化センター（若松町2-104）
- (2) 開催期間 令和7年6月～9月
- (3) 講座回数 原則として6回以内
- (4) 講座時間 原則として1回60分～120分
- (5) 講座内容 ジャンル不問
- (6) 定員 15名程度
- (7) その他 講座開催にあたり、託児室は設置できません。

4 講座開設の条件

- (1) 次の場合は講座を開設できません。

ア 講座が政治、宗教、営利に関わる内容であるとき。

- イ 公序良俗に反するなど不適切であると市教育委員会が認めたとき。
- (2) 講座の開催に係る総合文化センター及び市の業務は、次のとおりです。
- ア 広報に関すること。
- イ 受講者の募集及び決定に関すること。
- ウ 会場の提供に関すること。
- (3) 講座の開催に係る講師の業務は、次のとおりです。
- 当日の運営（会場準備、進行など）に関すること。
- (4) 講師料については、受講者から受講料（教材費別）として受領することができます。ただし、受講料は一人1回300円までとします。
- ※確定申告が必要となる場合がありますので、各自対応をお願いします。
- ※材料は適切な価格のものを用意してください。
- ※著作権料が発生する場合は、講師負担となります。
- (5) 受講申込者数が最少催行人数に満たなかった場合、講座は中止とし、その場合の受講者への連絡は総合文化センターが行います。
- (6) 運動や工作の講座では、受講者の安全面に十分注意をしてください。また、必要に応じてレクリエーション保険などへの加入をお願いします。
- (7) 講座実施により知り得た個人情報、本講座以外で使用するできません。
- (8) 原則お子様を連れての指導はできません。(講師向けの託児もありません。)

5 総合文化センターの利用について

- (1) 利用できる部屋 研修室、講座室、陶芸室、創作活動室、調理実習室、和室、多目的練習室、音楽室、音楽スタジオ
- ※詳細は総合文化センターのホームページを参照
- (2) 開館時間 9時～22時
- (3) 休館日 毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）
年末年始（12月29日～1月3日）
- ※施設・設備の保守点検等による臨時休館あり
- (4) 使用区分 午前（9時～12時）
午後1（12時～15時）

午後2（15時～18時）

夜間（18時～22時）

※2区分を連続して使用することも可能

（5）受付時間も考慮した上で講座時間を決定してください。また、各使用時間帯の15分前には講座を終了し、施設のルールに基づいた片付け・清掃をお願いします。

（6）マイクまたは音源を使用する場合は、使用できる部屋に制限があります。

6 選考、結果について

教えた経験のない方を優先に選考の上、応募者全員に郵送で通知します（6月下旬予定）。

7 その他

（1）講座運営にあたって疑義が生じた場合は、総合文化センター及び市と講師が協議の上、決定します。

（2）大雨警報、暴風警報発表などによって施設が利用できなくなった場合は、講座が中止となる場合があります。

（3）この要項に記載のない事項について協議が必要な場合は、総合文化センター及び市と講師で都度決定します。

（4）総合文化センター及び市の公式SNSに講座の様子を掲載する場合があります。

8 連絡先

刈谷市総合文化センター 事業担当

〒448-0858 刈谷市若松町2-104

TEL：21-7464 FAX：21-7440